

株式譲渡契約書

譲渡人 _____（以下「甲」という。）及び譲受人 _____（以下「乙」という。）は、譲渡制限株式の譲渡について、次のとおり契約する。

対象会社の商号 _____

対象株式 普通株式 _____ 株

譲渡日予定日 令和____年____月____日

第1条 譲渡の合意

甲は、対象会社が発行する譲渡制限株式たる前記株式を乙に譲渡し、乙はこれを譲り受ける。

第2条 譲渡代金

対象株式の譲渡代金は、総額金 _____ 円とし、乙は、譲渡承認の取得後 _____ 日以内に、甲へ支払う。

第3条 承認取得

1. 甲及び乙は、会社法、対象会社の定款及び社内規程に従い、本件譲渡に必要な承認を得るため、共同して必要な請求、申請及び説明を行う。
2. 甲は、承認請求に必要な自己の情報及び保有株式に関する資料を提供し、乙は、譲受人として必要な情報及び書類を提供する。
3. 対象会社から条件付承認又は追加資料の提出を求められた場合、甲乙は協議の上、これに対応する。

第4条 承認未了時の取扱い

1. 本件譲渡は、対象会社において必要な承認が得られた時に効力を生ずる。
2. 承認が合理的期間内に得られない場合、甲乙は、譲渡条件の見直し、代替手段の検討又は本契約の終了について誠実に協議する。
3. 承認が明示的に拒絶された場合、甲乙は、法令及び定款の範囲内で可能な措置を確認した上で、本契約を終了させることができる。

第5条 名義書換

甲及び乙は、承認取得後、速やかに株主名簿の名義書換請求その他必要な手続を共同して行う。

第6条 表明保証

甲は、対象株式の権利者であり、対象株式に乙の取得を妨げる質権その他の権利負担が存在しないことを表明し、保証する。

第7条 秘密保持

甲及び乙は、本件譲渡手続に関連して知り得た対象会社及び相手方の非公知情報を、第三者に漏えいしない。

第8条 解除

甲又は乙が本契約に違反し、相当期間内に是正しないときは、相手方は本契約を解除することができる。

第9条 協議及び管轄

本契約に定めのない事項は協議の上定めるものとし、本契約に関して紛争が生じた場合、_____地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

本契約締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

令和____年____月____日

甲（譲渡人）

住所：_____

氏名又は名称：_____ 印

乙（譲受人）

住所：_____

氏名又は名称：_____ 印